

消 防 消 第 375 号
令和 8 年 9 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防本部における定年引上げに伴う高齢期職員の活躍等のための対応状況調査結果について

日頃より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度から、地方公務員における定年が段階的に引き上げられ、消防本部における定年引上げに伴う高齢期職員の活躍等のための対応については、「「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」報告書について」（令和 4 年 11 月 25 日消防庁消防・救急課事務連絡）等でお示しした対応及び留意点を参考に、取り組んでいただいていることと承知しております。

消防庁は、令和 7 年 12 月 18 日付「消防本部における定年引上げに伴う高齢期職員の活躍等のための対応状況調査について（依頼）」において、高齢期職員の活躍のための対応状況調査を実施し、今回、結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

貴職におかれては、特に検討している団体が多かった、現場業務に従事可能な職員の体力指標等の設定や軽量資機材の導入といった現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組、中長期的なキャリア形成への取組、消防力の維持に必要な定員の見直しについて検討する際に、これを御参照の上、実施に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部（局）におかれましては、貴都道府県内の各消防本部（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

消防庁消防・救急課
職員第二係 岩熊・漆田・熊
TEL：03-5253-7522
FAX：03-5253-7532
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

消防本部における定年引上げに伴う高齢期職員の活躍のための対応状況調査結果

(令和7年12月1日現在)

調査対象消防本部数	720 本部
-----------	--------

1 高齢期職員の活躍促進について

【問1 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組】

(1) 体力維持プログラムの策定状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
策定済	114	15.8%
策定を検討中	143	19.9%
策定予定はない	463	64.3%

(2) 上記(1)で「策定済」と回答した場合の運用開始時期について

回 答	消防本部数 (N=114)
令和3年6月以前 (※改正地方公務員法公布以前)	42
令和3年7月～令和5年3月	7
令和5年4月以降 (※定年引上げ制度開始以降)	65

(3) 現場業務に従事可能な職員の体力・健康・技術に係る基準の設定状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
設定済	21	2.9%
設定を検討中	128	17.8%
設定予定はない	571	79.3%

(4) 上記(3)で「設定済」と回答した場合の運用開始時期について

回 答	消防本部数 (N=21)
令和3年6月以前 (※改正地方公務員法施行以前)	3
令和3年7月～令和5年3月	2
令和5年4月以降 (※定年引上げ制度開始以降)	16

(5) 上記(3)で「設定済」と回答した場合の具体的な内容について(以下、一部抜粋)

【別添】のとおり、消防職員の体力を維持・向上し、公務災害の防止並びに加齢に伴う身体機能の低下による職務遂行上の支障を最小化させるため必要な事項を、要綱において規定。(以下、要綱の内容を一部抜粋)

- ・職員の体力状況を把握するため、毎年1回以上、体力測定を実施する。
- ・体力測定は文部科学省スポーツ庁が定める新体力テスト実施要領(20歳～64歳対象)に基づき実施する。各種目の測定の記録を体力測定得点基準(別表第1)に基づき10点から0点までの区分に判定、合計点を算出し、総合評価基準表(別表第2)に基づき総合評価を判定する。
- ・所属長は、職員の体力が職務遂行上支障を来すと判断される場合、実施可能な措置を講じることとする。

(6) 高齢期職員に適した資機材の導入状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
導入済	165	22.9%
導入を検討中	116	16.1%
導入予定はない	439	61.0%

(7) 上記(6)で「導入済」と回答した場合の導入時期について

回 答	消防本部数 (N=165)
令和3年6月以前(※改正地方公務員法施行以前)	39
令和3年7月～令和5年3月	17
令和5年4月以降(※定年引上げ制度開始以降)	109

(8) 上記(6)で「導入済」または「導入を検討中」と回答した場合の導入している資機材について(以下、一部抜粋)

- | | |
|---------------|----------------|
| ・電動ストレッチャー | ・軽量空気ボンベ |
| ・電動式アシストホースカー | ・吸管自動巻取装置 |
| ・電動油圧救助器具 | ・内径40mmホース |
| ・電動積載はしご昇降装置 | ・CAFS搭載の消防ポンプ車 |
| ・自動心臓マッサージ機 | ・アシストスーツ |

(9) 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向け、上記(1)～(8)のほかに実施している取組

- ・全職員を対象に体力テストを毎年1回実施している。
- ・通信業務に対応するための訓練を実施している。
- ・高齢期職員の体力維持を目的とした、ウォーキングチャレンジと題する日ごろからの運動を促す取り組みを行っている。
- ・公費で公認トレーニング指導士を養成し、主に現場業務の職員を対象にトレーニング指導を実施している。
- ・個人面談等により健康状態、体力、専門知識などを聞き取り、配属等に考慮している。

【問2 高齢期職員の適材適所の配置】

(1) 中長期的なキャリアパスを見据えた人事配置・キャリア形成への取組状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
取組中	92	12.8%
取組予定	212	29.4%
取組予定はない	416	57.8%

(2) 上記(1)で「取組中」と回答した場合のキャリア形成プランについて(以下、一部抜粋)

- ・各消防署に現場日勤ポストを新設するとともに、各消防署の隔日勤務員が勤務日の日勤時間帯において消防課、予防課等において他業務の研修を実施する「キャリアパス研修」を実施。

(3) 現場業務を続けてきた高齢期職員のうち、非現場業務を希望する者に対する研修等の実施状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
実施中	32	4.4%
実施予定	75	10.4%
実施予定はない	613	85.1%

(4) 上記(3)で「実施中」または「実施予定」と回答した場合の実施主体について【複数回答可】

回 答	消防本部数 (N=107)	割合
首長部局	19	17.8%
消防部局	78	72.9%
消防学校	7	6.5%
その他 ・ 所属 (1) ・ 消防指令センター (1) ・ 広域組合組織 (1) ・ 職場内OJT (1)	4	3.7%
未定	9	8.4%

(5) 上記(3)で「実施中」または「実施予定」と回答した場合の具体的取組【複数回答】

- ・OJT形式による業務研修。
- ・予防担当などの日勤者の業務を一定期間従事させる研修。
- ・行政事務、財務管理、予算執行、契約事務等の研修。
- ・エクセルやワード等のシステム研修。
- ・予防部門、通信指令部門、ドローン操作員などの教育プログラムを実施。
- ・構成市町との人事交流。

(6) 高齢期職員の適材適所の配置に向け、上記(1)～(5)以外に実施している取り組み

- ・体力面や体調面に不安がある職員は再任用短時間勤務を選択する傾向があり、希望があれば可能な限り任用している。
- ・現場業務か非現場業務課か、希望部署などに関する意向調査を実施。
- ・再任用職員の専用職務を新設し、試行運用している。
- ・定年引上げに係る60歳に達した消防職員の活躍に関する検討委員会を設置し、対応について検討した。
- ・経験した業務や適性等を反映した人事配置を行っている。
- ・身体的負担の軽減のため災害件数が比較的少ない出張所や、指令業務に配置している。
- ・市部局（危機管理部）に配置している。

【問3 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり】

(1) 丁寧なコミュニケーション（高齢期職員向け）

「実施中」又は「実施予定」と回答	消防本部数 (N=720)	割合
①かつ②かつ③	21	2.9%
①かつ②	147	20.4%
①かつ③	5	0.7%
②かつ③	9	1.3%
①のみ	53	7.4%
②のみ	255	35.4%
③のみ	16	2.2%
いずれも「実施予定なし」と回答	214	29.7%

①：高齢期職員を対象とした研修

②：定年引上げに伴う高齢期職員への人事面談

③：その他の取組

上記① 高齢期職員を対象とした研修 を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の研修内容について【複数回答可】

回 答	消防本部数
定年引上げの制度説明	200
非管理職の心構え	92
後進指導の必要性	85
その他（以下、一部例） ・ 職場において求められる役割や周囲との関係性の変化を前向きに受け止め、自らの職務遂行に必要な意欲を保ちながら、日々の業務において培った経験を次世代につなげていく意識を養うことを目的とし、年長者としての心構えに関する研修を行っている。 ・ 同世代職員でのディスカッションを行っている。 ・ 市人事課が外部講師を招き、キャリアの振り返り、求められる役割の変化、健康づくり、今後のキャリアプランなどの研修を行っている。 ・ 期待される役割、キャリアの棚卸、ベテラン職員の意識と行動、メンバーとの関係構築について研修を行っている。 ・ キャリア設計、知識共有、対人関係能力の向上について研修を実施している。	39

上記① 高齢期職員を対象とした研修 を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の対象年齢について【複数回答可】

回 答	消防本部数
60 歳以上	76
55～59 歳	174
50～54 歳	16
年齢にかかわらず、階層別に実施	15

上記② 定年引上げに伴う高齢期職員への人事面談 を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の面談内容について【複数回答可】

回 答	消防本部数
組織として求められる役割	345
個人の知識・経験・技術等を踏まえた期待	318
その他（以下、一部抜粋） ・勤務継続・延長、勤務形態、希望部署及び勤務時間（割合）を聴取 ・市長部局へ出向の意思確認 ・定年引上げの制度説明 ・メンタルヘルス・健康状態の把握	108

上記③ その他の取組 で「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の具体的な内容について（以下、一部抜粋）

・アンケートによる勤務体制・配置場所に関する意向調査。 ・職員間の座談会を通じた不安解消。 ・定年引上げ制度に関する消防用のガイドブックを作成し、対象職員が閲覧できるようにしている。

（２）丁寧なコミュニケーション（職場内）

「実施」又は「実施予定」と回答	消防本部数（N=720）	割合
①かつ②かつ③	8	1.1%
①かつ②	55	7.6%
①かつ③	1	0.1%
②かつ③	2	0.3%
①のみ	25	3.5%
②のみ	63	8.8%
③のみ	27	3.8%
いずれも「実施予定なし」と回答	539	74.9%

- ① ： 高齢期職員を含んだ全職員を対象とした定年引上げに係る職場内研修
 ② ： 職場内での定年引上げに係る話し合いの機会の設定
 ③ ： その他の取組

上記① 高齢期職員を含んだ全職員を対象とした定年引上げに係る職場内研修を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の研修内容について（以下、一部抜粋）

- ・定年引上げの制度説明や、将来を考えた働き方、ジョブローテーションについて。
- ・組織人としてのコミュニケーション能力研修。
- ・組織の現状と推移、高齢期職員の活躍ポスト、定員管理、体力管理、キャリア形成等に関する研修。

上記② 職場内での定年引上げに係る話し合いの機会の設定 を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の話し合いの内容について（以下、一部抜粋）

- ・高齢期職員の出動可能範囲、配置部署、勤務体制について。
- ・検討会やグループワークにおいて、高齢期職員のポストの効果と課題について話し合った。
- ・「役職定年後の働き方」をテーマに車座集会を実施。
- ・定年引上げに関する制度内容の確認、職員への影響、今後の配置や業務分担の方向性、高齢期職員の健康管理や研修の必要性などについて意見交換を行っている。

上記③ その他の取組 を「実施中」又は「実施予定」と回答した場合の具体的な取組について（以下、一部抜粋）

- ・定年年齢引上げの概要説明資料を、全職員がアクセス可能な共有フォルダ上にて掲示している。
- ・採用 5 年後研修、採用 10 年後研修において定年延長に関してグループ討議を実施している。
- ・全職員に対して、定年引上げに係る取組みの説明会を実施。

（３）知識・経験・技術等を活かした役割の設定

回 答	消防本部数（N=720）	割合
担わせている	263	36.5%
担わせていない	457	63.5%

上記（３）で「担わせている」と回答した場合の具体的な役割について（以下、一部抜粋）

知識の継承	・危険物規制事務の補助を行う中で、知識の伝承を図る。 ・予防業務における違反処理、通信指令業務における受理要領の伝承、火災防ぎょ戦術などの継承。
経験の継承	・副主幹（副隊長）の職に配置し、若手育成指導に携わっている。 ・指揮隊研修の指導員に配置。 ・若手救命士の育成や機関員指導を担当。 ・救急救命士の資格を所持している職員は救急担当として配置し、指令課や警防業務の経験豊富な職員を若手職員の多い所属に配置する。
技術の継承	・現場活動（手技）・予防・警防業務の指導。 ・消防車両の取り扱いについて指導。 ・消防出張所にキャリアスタッフ（元課長補佐・係長）を配置し、技術継承を実施。
その他	・人事評価項目にて「育成・指導」を設定。

（４）高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくりに向けて、上記（１）～（３）のほかに実施している取り組み

・風通しの良い職場のために必要な心構えや行動を明文化した「相模原市消防局クレド」を策定。 ・高齢期職員に対し、積極的にアドバイスを求めている。 ・消防局内インターンシップの実施。

２ 定員管理（消防力を維持するために必要な定員見直し）

【問１ ポストの新設（再任用）】

（１）新設状況

回 答	消防本部数（N=720）	割合
新設済	90	12.5%
新設予定	16	2.2%
新設していない	614	85.3%

（２）上記（１）で「新設済」と回答した場合の新設時期について

回 答	消防本部数（N=720）
平成 13 年 3 月以前（※再任用制度開始以前）	0
平成 13 年 4 月～令和 3 年 5 月	36
令和 3 年 6 月～令和 5 年 3 月（※改正地方公務員法施行以降）	7
令和 5 年 4 月以降（※定年引上げ制度開始以降）	47

(3) 上記(1)で「新設済」または「新設予定」と回答した場合の具体的なポスト及び担当業務について(以下、一部抜粋)

- ・日勤救急隊(日中時間帯の転院搬送を主とした救急業務に従事)
- ・防災センター係(体験学習コーナーの運営業務)
- ・防災指導担当係長(救命講習、消防訓練等の指導や住宅防火診断など)
- ・火災予防推進担当(住宅火災の予防啓発業務)
- ・査察専門監(査察業務)
- ・消防指令センター整備専門監(共同運用に伴う消防指令センター整備業務)
- ・消防車両担当(消防車両や施設等の管理業務)
- ・消防専門員(消防各業務における指導的業務及び支援的業務)
- ・警防担当(車両・資機材の購入更新、消防団業務等、本部警防課業務全般)
- ・警防課救急防災係(主にドクターカーの機関員)

【問2 ポストの新設(定年引上げ)】

(1) 新設状況

回 答	消防本部数 (N=720)	割合
新設済	85	11.8%
新設予定	24	3.3%
新設していない	611	84.9%

(2) 上記(1)で「新設済」と回答した場合の新設時期について

回 答	消防本部数 (N=85)
令和3年6月以前(※改正地方公務員法施行以前)	0
令和3年7月～令和5年3月	2
令和5年4月以降(※定年引上げ制度開始以降)	83

(3) 上記(1)で「新設済」または「新設予定」と回答した場合の具体的なポスト及び担当業務について(以下、一部抜粋)

- ・育成指導主査(これまで培ってきた経験や知識を下位の職へ伝承する)
- ・広域消防推進監(広域的な消防体制の構築・推進)
- ・警防企画官(指令センター共同運用に伴う事務及びその他警防関係業務に伴う事務)
- ・調整監(通信指令業務)
- ・本部予防課指導係(防火対象物の調査、検査、指導など)
- ・救急指導係(住民向け救命講習の受付、指導)
- ・本部警防課装備係(機械器具の管理、車両等の配備運用計画など)
- ・参事(消防各業務における指導的業務及び支援的業務)
- ・主幹(所属内の事務サポートを行う)

【問3 定員管理（消防力を維持するために必要な定員見直し）に関して、問1、問2以外に実施している具体的取組】

（以下、一部抜粋）

- ・ 条例を改正し、職員定数を増員。
- ・ 組織全体としての定員適正化計画の見直し。
- ・ 定年引上げの経過措置期間中における採用職員数の平準化に取り組んでいる。

鳥取中部ふるさと広域連合消防局体力管理要綱

令和6年9月13日消防長達第6号

(目的)

第1条 この要綱は、消防職員（以下「職員」という。）の体力を維持・向上し公務災害の防止並びに加齢に伴う身体機能の低下による職務遂行上の支障を最小化させるため必要な事項を定めることを目的とする。

(所属長及び職員の責務)

第2条 所属長は、所属職員の職務遂行に必要な体力を維持・向上するよう適正に管理するものとする。また、職員の体力が職務遂行上支障を来すと判断される場合、実施可能な措置を講じることとする。

2 職員は、体力を錬成するとともに、平素から自主的に自己の体力の増進に努めるものとする。

(目標の設定)

第3条 職員は、高齢期（おおむね60歳以上）においても、職務遂行に支障がないよう自己の体力錬成目標を設定し、体力の増進を図るとともに健康づくりに取り組むこと。

(体力錬成管理者)

第4条 職員の体力錬成を効率的に推進させ、所属の体力管理体制の強化を推進しめる者として体力錬成管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

2 管理者は、所属職員の中から所属長が指名する。

3 管理者は、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

(1) 体力錬成の実施に関する計画等の策定

(2) 体力測定記録等に関する事項

(3) 職員の体力錬成目標設定の指導に関する事項

(4) 体力錬成の実施に伴う安全管理に関する事項

(5) 職員の体力状況及び健康状況の把握に関する事項

(6) 器具等の整備及び保全に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、体力錬成の実施について必要な事務の処理に関する事項

(体力管理会議)

第5条 体力管理の運用及び体力錬成の指導に必要な知識、技術等の調査、研究を目的として体力管理会議を設けるものとする。

2 体力管理会議は、所属長又は管理者の求めにより開催する。

3 総務課長が議長となり、会議の庶務は総務課庶務係とする。

(体力錬成の実施)

第6条 体力錬成を行う場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 個々の種目の意義及び実施方法を正しく理解し、明確な目的意識をもって行うこと。
- (2) 消防庁発出の別添「消防職員の体力管理に関する参考資料」(令和6年3月)を参考にして反復継続して行うこと。
- (3) 個人差に十分配慮し、それぞれの能力及び可能性に応じて行うこと。
- (4) 体力要素のほか、精神力の強化、健康の増進等にも配慮し、全面的な心身の発達を図ること。
- (5) 個々の体力錬成だけでなく、組織力の向上及び集団としての協調性のかん養にも努めること。

(体力測定)

第7条 管理者は、職員の体力状況を把握するため、毎年1回以上、体力測定を実施するものとする。

- 2 前項の体力測定は、文部科学省スポーツ庁が定める新体力テスト実施要領(20歳～64歳対象)に基づき実施するものとし、実施順序及び種目は、次の表のとおりとし、同表に掲げる種目ごとに測定の記録を体力測定得点基準(別表第1)の10点から0点までの区分に判定した得点の合計を総合評価基準表(別表第2)に基づき、総合評価を判定するものとする。

実施順序	種目
1	握力
2	上体起こし
3	長座体前屈
4	立ち幅とび
5	反復横とび
6	20mシャトルラン

- 3 管理者は、体力測定を実施した場合、その結果を個人別体力測定表(様式第1号)に記録するとともに、その結果を所属長へ報告すること。
- 4 所属長は、管理者から当該体力測定結果及び判定結果について、総括及び評価し職務遂行上に支障があると認められる場合、並びに、公務災害の危険性が高いと認められる場合は、措置を講じるとともに関係書類を添え消防局長へ報告すること。

(安全管理)

第8条 管理者は、体力錬成及び体力測定の実施に際して、次の各号に掲げる事項に留意し、職員の安全管理に努めるものとする。

- (1) 職員の健康状態及び疲労度
- (2) 実施場所及び使用器具
- (3) 運動強度
- (4) 前3号に掲げるもののほか、予測される危害発生要因の排除
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(鳥取中部ふるさと広域連合消防局職員体力管理要綱の廃止)

2 鳥取中部ふるさと広域連合消防局職員体力管理要綱（平成11年訓令）は、廃止する。

別表第 1

体力測定得点基準

(男性)

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン 20m	立ち幅とび
10	62 kg以上	33 回以上	61 cm以上	60 点以上	95 回以上	260 cm以上
9	58～61	30～32	56～60	57～59	81～94	248～259
8	54～57	27～29	51～55	53～56	67～80	236～247
7	50～53	24～26	47～50	49～52	54～66	223～235
6	47～49	21～23	43～46	45～48	43～53	210～222
5	44～46	18～20	38～42	41～44	32～42	195～209
4	41～43	15～17	33～37	36～40	24～31	180～194
3	37～40	12～14	27～32	31～35	18～23	162～179
2	32～36	9～11	21～26	24～30	12～17	143～161
1	31 kg以下	8 回以下	20 cm以下	23 点以下	11 回以下	142 cm以下

(女性)

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン 20m	立ち幅とび
10	39 kg以上	25 回以上	60 cm以上	52 点以上	62 回以上	202 cm以上
9	36～38	23～24	56～59	49～51	50～61	191～201
8	34～35	20～22	52～55	46～48	41～49	180～190
7	31～33	18～19	48～51	43～45	32～40	170～179
6	29～30	15～17	44～47	40～42	25～31	158～169
5	26～28	12～14	40～43	36～39	19～24	143～157
4	24～25	9～11	36～39	32～35	14～18	128～142
3	21～23	5～8	31～35	27～31	10～13	113～127
2	19～20	1～4	25～30	20～26	8～9	98～112
1	18 kg以下	0 回以下	24 cm以下	19 点以下	7 回以下	97 cm以下

別表第 2

総合評価基準表

判定	A	B	C	D	E
20～24 歳	50 以上	44～49	37～43	30～36	29 以下
25～29 歳	49 以上	43～48	36～42	29～35	28 以下
30～34 歳	49 以上	42～48	35～41	28～34	27 以下
35～39 歳	48 以上	41～47	35～40	28～34	27 以下
40～44 歳	46 以上	39～45	33～38	26～32	25 以下
45～49 歳	43 以上	37～42	30～36	23～29	22 以下
50～54 歳	40 以上	33～39	27～32	21～26	20 以下
55～59 歳	37 以上	30～36	24～29	18～23	17 以下
60～64 歳	33 以上	26～32	20～25	15～19	14 以下

個人別体力測定表

所 属	階 級	氏 名	年 齢

体力要素	種 目		測定値	得 点
筋力	握力	右	kg	
		左	kg	
		平均	kg	
筋持久力	上体起こし		回	
柔軟性	長座体前屈		cm	
敏捷性	反復横とび		点	
柔軟性	20m シャトルラン		回	
全身持久力	立ち幅とび		cm	
合 計 点				
総 合 評 価				